

(資料1)

秋田県窓口キャッシュレス決済推進事業業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「秋田県窓口キャッシュレス決済推進事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称等

- (1) 業務名 秋田県窓口キャッシュレス決済推進事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 (資料2) 秋田県窓口キャッシュレス決済推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託額の上限

24,109,360円（消費税及び地方消費税を含む）

4 実施スケジュール

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和6年4月15日（月） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和6年4月22日（月） 午後5時まで |
| (3) 上記質問に対する回答（最終） | 令和6年4月24日（水） |
| (4) 参加資格確認申請書の受付 | 令和6年4月30日（火） 午後5時まで |
| (5) 上記申請に係る参加資格の確認結果の通知 | 令和6年5月2日（木） |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求 | 令和6年5月8日（水） 午後5時まで |
| (7) 企画提案書の受付 | 令和6年5月16日（木） 午後5時まで |
| (8) 企画提案競技審査会の開催 | 令和6年5月下旬 |
| (9) 企画提案書審査結果の通知 | 令和6年6月上旬 |
| (10) 契約締結 | 令和6年6月下旬 |

5 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすもので、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- ウ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体ではないこと。

(資料1)

オ 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。

カ 本業務の遂行に際し、関連法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有すること。

キ 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

(2) 共同企業体による参加

共同企業体（以下「JV」という。）による参加を認める。

JVによる場合は、全ての構成員が前記5（1）の全ての要件を満たすことを条件とする。

なお、JVの構成員である者は、単独での参加及び他のJVの構成員としての参加はできない。

6 手続きに関する事項

(1) 事務局

秋田県出納局会計課 決算・システムチーム

住所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-2721 FAX：018-860-3927 メールアドレス：Kaikei@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会に関する事項

説明会は開催しない。

応募に必要な書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「分野別一覧」－「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、実施要領等に関する質問票（様式第1号）により受け付ける。

ア 受付期間 令和6年4月22日（月）午後5時まで

イ 受付場所 事務局

ウ 提出方法 電子メールに限る。

エ 回答方法 質問及び回答内容を取りまとめの上、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「分野別一覧」－「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」に掲載する。

オ 掲載期日 随時掲載／最終令和6年4月24日（水）

(4) 参加資格の確認

企画提案競技への参加を希望する者は、次の参加資格確認申請書類を事務局に提出、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

(ア) 企画提案競技参加資格確認申請書（様式第2号）

(イ) 会社概要整理票（様式第3号）

(ウ) 共同企業体結成届（様式第4号）（JVによる申請の場合のみ）

(エ) 過去2年間の主要業務実績書（様式第5号）（同種業務の実績を記載）

(オ) 参加資格確認申請受付票（様式第6号）

(カ) 秋田県税に滞納がないことを証明する資料

(キ) 社会保険料に滞納がないことがわかる資料（適用除外事業所を除く。）

イ 提出期限 令和6年4月30日（火）午後5時まで

ウ 提出方法 持参、郵送又は「電子申請・届出サービス」による。

・持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで、事務局に提出のこと。

・郵送及び「電子申請・届出サービス」の場合は、期限内必着のこと。

エ 提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することはできない。

(資料1)

オ 参加資格の確認結果は、令和6年5月2日(木)までに電子メールにより通知する。

カ 企画提案競技参加資格確認申請書に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。

(5) 参加資格の喪失及び辞退

参加者が、参加資格確認後に参加資格要件を欠くことになったときは、参加資格を失う。また、都合により企画提案競技への参加を辞退するときは、速やかに企画提案競技参加辞退届(様式第7号)を事務局に提出すること。

(6) 企画提案競技の参加が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して書面(任意様式)によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和6年5月8日(水)午後5時まで

イ 提出場所 (1)に記載する事務局

ウ 提出方法 電子メール

エ 説明方法

参加資格が認められなかった理由の説明は、書面を受理した時から7日以内に、企画提案競技参加資格確認申請書(様式第2号)に記載の担当者メールアドレス宛、電子メールにより通知する。

(7) 企画提案書及び見積書の作成及び提出

参加資格が認められた者は、次により書類を提出すること。

ア 企画提案書提出届(様式第8号) 1部

イ 企画提案書(任意様式) 7部(「電子申請・届出サービス」による提出の場合は、1部)

(ア) 企画提案書は、仕様書を確認の上、作成すること。

(イ) 企画提案書は、原則A4版で作成すること。

(ウ) 企画提案は1案のみとする。

ウ 見積書(任意様式) 1部

見積書には、次の項目について記載すること。

(ア) 導入費用

キャッシュレス決済端末、POSシステム、その他周辺機器、初期設定費用、研修費等

(イ) 運用費用

a POSシステム利用料、決済手数料を除く決済サービス費用、機器保守費用等に係る月額費用

b 取り扱い可能なキャッシュレス決済ブランド別の決済手数料率の一覧

エ 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票(様式第9号)

1部

(ア) 賃金水準の向上に関する次の資料(加点措置を希望する場合) 1部

算出方法	区分	提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 ※1	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類(任意様式) ※2
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類(任意様式) ※3	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類(任意様式) ※4

(資料1)

- ※1 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。
- ※2 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として※1に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
- ※3 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。
- ※4 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として※3に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

(イ) 女性の活躍推進に関する次の資料 (加点措置を希望する場合) 1部

女性の職業生活における活躍の促進に関する法律 (平成27年法律第64号) ・次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) に基づく一般事業主行動計画の策定・届出 (従業員数100人以下の企業に限る)	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付するえるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定 (えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞 (女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰)	表彰状の写し (写真可)

- オ 提出期限 令和6年5月16日 (木) 午後5時まで
- カ 提出場所 (1) に記載する事務局
- キ 提出方法 持参、郵送又は「電子申請・届出サービス」による。
 - ・持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで、事務局に提出のこと。
 - ・郵送及び「電子申請・届出サービス」の場合は、期限内必着のこと。
- ク 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ケ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え又は撤回することができない。
- コ 見積額が委託額の上限を超えている場合は、審査対象としない。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法 (明治29年法律第89号) 第90条 (公序良俗違反)、第93条 (心裡留保)、第94条 (虚偽表示) 又は第95条 (錯誤) に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

(資料1)

7 委託候補者の選定方法等

(1) 企画提案競技の審査

企画提案の審査は、企画提案競技審査基準（資料3）に基づき、企画提案審査会（以下「審査会」という。）が実施する。

(2) 審査会の開催

ア 提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

イ 審査会の正式な日時及び開催場所等詳細については、別途参加者に通知する。

(3) 選定

審査会で最も優れていると認めた者を本業務の委託候補者として選定する。ただし、提案された内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査会で判断した場合には、委託候補者を選定しないことがある。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、企画提案競技参加者に電子メールにより書面で通知するとともに、「美の国あきたネット」において公表する。

(5) 苦情申し立て

選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に県に対して書面（任意様式）により申立てすることができる。この際の書面の提出先は、前記6（1）に記載する事務局とする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項により、契約額の10分の1に相当する額を契約保証金として納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様の一部として取り扱うものとする。契約の締結に当たっては、審査会における意見を踏まえ、委託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合がある。

9 公正な企画提案競技の確保

(1) 本企画提案競技に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 本企画提案競技に参加する者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 本企画提案競技に参加する者は、委託候補選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 本企画提案競技に参加する者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(資料1)

10 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (4) この企画提案競技に係る一切の費用は、参加者（参加を希望した者を含む）の負担とする。